基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年七月五日を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載された株主を、平成二十二年七月下旬開催予定の臨時株主総会における議決権を行使することのできる株主といたします。

平成二十二年六月十八日

大阪市北区西天満四丁目一四番三号

日本コンピューターサイエンス株式会社

代表取締役　山際　正剛

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年七月四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十八日

石川県金沢市京町二五番一五号

株式会社南商店

代表取締役　南　和重

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年七月三日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十八日

大阪市西成区花園南二丁目六番一三号

株式会社広研

代表取締役　金子　尚史

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十二年六月十八日

神戸市長田区東尻池町二丁目九番一七号

服部プロセス株式会社

代表取締役　服部　晴明

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき会社の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十二年七月二十日までに当社にご提出下さい。

平成二十二年六月十八日

岩手県大船渡市大船渡町字富沢六番地一

株式会社成翊光産業

代表取締役　新沼　英明

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である青沼由也が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月十八日

東京都千代田区神田司町二―二―二

株式会社メディアチャンネル

日本における代表者　青沼　由也

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるディヴィッド・テシュマン、ピーター・ジェイ・マンガン及び峰咲智江子が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十二年六月十八日

横浜市港北区新横浜二丁目七番地一七号ＫＡＫｉＹＡビル二階　泰鼎微電子有限公司

日本における代表者　峰咲智江子

限定承認公告

本籍東京都品川区南大井六丁目一八番、最後の住所東京都品川区南大井六丁目一八番一―七二五号

被相続人　亡　蜂谷忠太郎

右被相続人は平成二十二年四月十四日死亡し、その相続人は平成二十二年六月七日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日

東京都品川区南大井六丁目一八番一―七二五号

相続財産管理人　蜂谷　欣史

限定承認公告

本籍広島市南区宇品御幸二丁目二四一番地の一、最後の住所広島市南区元宇品町一二番二―七〇四号

被相続人　亡　里岡　義隆

右被相続人は平成二十二年二月二十一日死亡し、その相続人は平成二十二年六月四日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年六月十八日

広島市南区元宇品町一二番二―七〇四号

相続財産管理人　里岡　浩子

優先資本金の額の減少に係る事項の公告

当社は平成二十二年七月二日に予定している取締役決定に先立ち、資産の流動化に関する法律第百十条第百十条第二項の規定により公告いたします。

一、優先資本金の額の減少をする目的

優先資本金の額のうち、特定資産の売却若しくは消費税の還付等により生じた余裕金相当額を本計画に係る業務の終了前に償還し当社が利用可能な資金をもって優先出資社員に早期に投下資本回収の機会を与えるため（以下、上記特定資産の売却若しくは消費税の還付その他当社が利用可能な余裕金を総称して「現金余裕金」という。）。

二、優先資本金の額の減少をする要件

現金余裕金の範囲内で、取締役が、確定申告により還付を受けることのできる消費税等の額及び当社の維持に要する費用及び特定資産の管理・運営に要する費用を控除した後の余剰現金の合計額を上限として優先資本金の額の減少を決定すること。

三、優先資本金の額の減少をする時期

平成二十二年七月二十一日に行う。

四、減少する優先資本金の額

金五億円

五、消却する優先出資の種類

当社は、A号優先出資及びB号優先出資の二種類を発行しており、A号優先出資及びB号優先出資とも消却する。

六、消却する優先出資の口数

一万口（A号優先出資につき五千百口、B号優先出資につき四千九百口）

七、消却の方法

買い入れを希望する優先出資社員の中から優先出資一口につき金五万円で任意買入消却する。ただし、消却後に各優先出資社員が保有する優先出資の全優先出資に対する割合が消却前と同じになるように行う。

八、消却に要する金額

金五億円

九、優先資本金の額の減少の対象となる優先出資の種類

全優先出資

平成二十二年六月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号　ラインアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百十条第一項に基づき、優先資本金の額を金七億一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表は平成二十一年七月二十三日付け官報の号外第一五四号一一三頁に掲載されています。

平成二十二年六月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇

一号　ウラノスアセット特定目的会社

取締役　横山　公一

訂正公告

平成二十二年六月九日（号外第一二〇号）掲載の宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告中、⑥「東京都知事」とあるは「関東地方整備局長」の誤りにつき訂正します。

平成二十二年六月十八日

東京都中央区銀座八丁目一四番一四号

日特建設株式会社

代表取締役　中森　保

訂正公告

平成二十二年五月二十八日（号外第一一二号）掲載の合併公告及び決算公告（枠組）中、紀泉ターミナル株式会社の代表取締役「大岬　弘記」とあるは「奥本　道宏」に訂正いたします。

平成二十二年六月十八日

和歌山市野崎一六五番地

（甲）紀泉ターミナル株式会社

代表取締役　奥本　道宏

和歌山市南汀丁一一番地

（乙）岡畑ケミカル株式会社

代表取締役　奥本　道宏

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月十六日付特第一八号四
付政府調達第一一三号八〇

ページ●同月十八日付第一二八号一九二ページ●同日
ページ●六月四日付参会第二六号八ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、五九六円（本体二、五二〇円）　本号一部　一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）